

令和 5 年 4 月より

スマートフォン決済アプリで村税等の納付ができます

☆利用できる税目

村県民税（普通徴収）・軽自動車税（種別割）
固定資産税・国民健康保険税（普通徴収）



☆利用できるスマートフォン決済アプリ

Pay Pay・LINE Pay・auPAY・楽天銀行アプリ・PayB

※決済に関するアプリの操作方法是各アプリ運営会社ホームページ等でご確認ください。

☆利用できない納付書

納期限を過ぎたもの・金額が訂正されているもの・汚れや破損によりバーコードが読み取れないもの
バーコードが印刷されていないもの・納付書 1 枚あたりの金額が 30 万円を超えるもの

☆納税証明書について

納付確認まで 2 週間ほどかかりますので、納税証明書の発行をお急ぎの方は、納付書裏面に記載のある金融機関またはコンビニエンスストアで納付のうえ、領収書をご持参ください。

※注意事項

コンビニエンスストアのレジでのアプリ決済はできません。

領収書は発行されませんが各アプリの利用明細で確認できます。領収書の発行が必要な方は、金融機関またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

アプリ内で決済が完了したもののについて、取消や変更はできません。

決済に係る手数料は無料です。ただし、アプリ使用時の通信料は利用者負担となります。

☆現在口座振替をご利用の方へ

- ・口座振替をご利用中の方は、スマートフォン決済アプリで納付することはできません。
- ・スマートフォン決済アプリを利用して納付するには、口座振替を廃止して、納付書での納付に切り替える手続きが必要になります。
- ・令和 5 年度よりスマートフォンアプリ決済をご希望の方は、5 月 19 日（金）までに役場税務課にて口座振替廃止の手続きをお願いします。

お問合せ 税務課 0248-53-2113